

三条民商

三条民主商工会
 三条市興野 2-16-29
 TEL32-2710
 FAX32-2718
 2020年7月6日
 2425回

三条民商第13回定期総会、

共済会36回定期総会 開催

とき・・・7月12日(日)10時

ところ・・・三条東公民館

総会では、今年度の運動を振り返り、今後の運動の方向を決めます。

例年、多くの参加をお願いしていますが、今年は会場側より使用人数制限の指導が入ったため、小規模・短時間開催とします。

総会の様子は民商「ニュース」で報告します。

コロナウイルス感染拡大の影響を受けている

事業者への支援策が拡充されています！

助成金・減額・免除の申請 学習会

とき・・・7月17日(金)夜7時

ところ・・・民商事務所

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、そして、介護保険料は収入が3割以上減る見込みがある場合、減額または免除が受けられます。 減免申請の窓口は三条市・加茂市・田上町それぞれの自治体です。

「申請が難しそう」

「今後の収入の見込みをたてるにはどうしたらいいのか」

実際に申請した役員の話聞きながら、疑問点を解決していきましょう。

また、三条市においては持続化給付金を受ける事業者を対象にした助成制度が利用しやすくなりました。こちらも実際に支給の決定を受けた話を聞きながら一緒に学びましょう。

予約不要です。気軽においでください。



★今年もおいしいそうめんが入荷しました★

1、5kg入で2000円です
 贈答用の包装紙もあります
 そのほかかわいいエコバッグ(100円)
 水筒(200円)など並んでいます

持続化給付金申請サポート

新型コロナウイルス感染拡大の影響で売上が半減した事業者を対象に、返済不要の給付金が出ます。

申請はインターネットのみとなっており、民商事務所では希望する会員の申請サポートを行っています。左記日程で事前予約を受け付けています。

- 7月9日(木)午後6時～22時
- 7月10日(金)午後6時～22時
- 7月16日(木)午後6時～22時



持続化給付金の対象が広がりました

事業所に雇用されているわけではないけれど、常勤のよう働き、もらった日当(請負代金など)を雑所得や給与所得として確定申告している個人事業者も対象になりました。

また、今年の一月から9月に創業した個人事業主と中小企業も対象になります。

給付金の計算方法や必要書類は変わってきますが、月平均収入と比べて50%以上減少している点は同じです。民商「ニュース」でも相談ください。

国保料が軽減されます

こちらは持続化給付金の支給とは関係なく減免申請できます！

主だった対象要件 (生計維持者)

- ①事業・不動産・山林・給与収入のうちいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みである
- ②前年の所得の合計額が1000万円以下
- ③減収が見込まれる所得以外の所得が合計400万円以下

詳細について下記問合せ先へ

問合せ先		健康づくり課	☎34-5442
三条市	(国保)	健康づくり課	☎34-5442
	(介護)	高齢介護課	☎34-5470
加茂市	(国保)	健康づくり課	☎52-0080
	(介護)	健康づくり課	☎52-0080
田上町	(国保)	町民課	☎57-6115
	(介護)	保健福祉課	☎57-6112

17日(金)の学習会のテーマのひとつでもあります

記帳会の1ケース

とき・・・7月18日(土)9時半

ところ・・・民商事務所

税理士の坂井建一さんが来られます。仕訳や納税について聞きたいことはありませんか？

